

平成 29 年 9 月 20 日

「不動産信託受益権取引に係る法定書面に関するQ&A」の作成について

本協会では、第二種金融商品取引業者において、不動産信託受益権取引に係る法定書面の作成・管理の徹底を図っていただくため、当局にも必要な照会を行ったうえ、「不動産信託受益権取引に係る法定書面に関するQ&A」を取りまとめました。

本Q&Aが、広く御利用いただければ幸いです。

一般社団法人

第二種金融商品取引業協会

不動産信託受益権取引に係る法定書面に関するQ&A

本Q&Aは、不動産信託受益権取引に係る法定帳簿等の作成に関する実務上の取扱いについて、当局にも必要な照会を行ったうえ、作成したものです。

(前提)

- ・ 取引の対象となる有価証券は、不動産信託受益権(以下単に「受益権」といいます。)です。
- ・ 売買契約、媒介契約、私募の取扱い委託契約などの取引に関する契約については、契約書が作成されます。
- ・ 金融商品取引法を「金商法」、金融商品取引業等に関する内閣府令を「業府令」、第二種金融商品取引業を行う業者を「二種業者」と略します。
- ・ 平成19年7月31日公表のパブリックコメントに対する金融庁の考え方を「パブコメ回答」といいます。
- ・ 金商法では、受益権の当初委託者による売却は「私募」に該当し、当初委託者以外の者による売却は「売買」に該当すると整理されます。他方、取引実態としては、両者を区別せずに、売買として取り扱われています。そのため、受益権の売却が私募に該当する場合における受益権の発行者と受益権の売却が売買に該当する場合の売主を併せて「売主」といい、文脈等に応じて「発行者」と記載し、又はこれらを併記します。また、受益権の売却が私募に該当する場合における受益権の取得者と受益権の売却が売買に該当する場合の買主を併せて「買主」といい、文脈等に応じて「取得者」と記載し、又はこれらを併記します。
- ・ 金商法第37条の3及び第37条の4の規定により顧客に交付すべき書面を総称して「法定書面」といいます。
- ・ 個別案件の判断に関しては、実態に即して実質的に判断する必要があることに留意ください。

(全般)

No	質問項目	質問事項	回答欄
1	売主の委託を受けて私募の取扱いを行う場合の	二種業者が発行者(売主)のみの委託を受けて	貴見のとおりと考えられます。
	買主への契約締結前交付書面の交付	受益権の私募の取扱いをする場合、二種業者は、	
		その取得者(買主)に契約締結前交付書面を交	
		付することとされております(パブコメ回答 274	
		頁 16 番等)。二種業者は、買主に対して、売主	
		が買主との間で締結する当該受益権の売買契約	
		を「金融商品取引契約」とみなして契約締結前	
		交付書面を作成すれば足り、二種業者と売主と	
		の私募の取扱いの委託契約に係る契約締結前交	
		付書面を交付する必要はないという理解でよろ	
		しいでしょうか。	
2	一つの書面に、不動産信託受益権取引の私募の	二種業者が買主から受益権の私募の取扱いの委	ご指摘のような場合、買主(取得者)と業者
	取扱い及び当該受益権取引の売買に係る契約締	託を受けた場合、当該二種業者は、委託契約の	の間の私募の取扱い契約と、受益権の売買契約
	結前交付書面の記載事項が網羅されている場合	締結前に、当該委託契約について交付した契約	という二つの金融商品取引契約に関し、契約締
		締結前交付書面の記載事項が、売主と買主の間	結前交付書面を交付する必要があるものと考え
		の受益権の売買契約に係る契約締結前交付書面	られます。
		の記載事項を全て網羅している場合、改めて受	したがって、一つの書面に上記二つの契約に
		益権の売買契約に係る契約締結前交付書面を交	係る契約締結前交付書面の記載事項が網羅され
		付する必要はないという理解でよろしいでしょ	ている場合には、当該一つの書面によって、私
		うか。	募の取扱いの委託及び信託受益権の売買両方の
			契約締結前交付書面とすることも許容されるも
			のと考えられます。

3	業府令第 110 条第 1 項第 2 号に定める「取引の	業府令第 110 条第 1 項第 2 号では「取引の条件	「取引の条件を記載した契約書」には、契約締
	条件を記載した契約書」	を記載した契約書を交付する」場合には、有価	結時交付書面の記載事項をすべて記載する必要
		証券の売付けの媒介(同号へ)及び私募の取扱	はないと考えられます。
		い(同号リ)(いずれも顧客が有価証券の発行者	具体的にどのような記載があれば「取引の条件」
		又は所有者である場合のみ)について、契約締	を記載した契約書を交付した場合にあたるかに
		結時交付書面の交付が不要されておりますが、	ついては、個別事例ごとに実態に即して実質的
		「取引の条件」とは、例えば、媒介や私募の取	に判断されるべきものと考えられます。
		扱いの目的物(対象の受益権)や報酬など契約	
		内容が分かる記載があれば足りるという理解で	
		よろしいでしょうか。	

(契約締結前交付書面の記載事項)

No	質問事項	補足説明	回答欄
1	不動産信託受益権の売買に係る「手数料等」の	金商法第 37 条の 3 第 1 項第 4 号・業府令第 81	当該売買において「手数料等」(業府令 74 条
	記載	条第 1 項の「手数料、報酬その他の当該金融商	1項に定める手数料等をいう。) に該当する対価
		品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関	の支払いがないのであれば、貴見のとおりと考
		する事項」については、売買の場合(特に申込	えられます。
		手数料などの手数料の支払を要しないことを前	
		提とします。) は記載不要という理解でよろしい	
		でしょうか。	
2	契約締結前交付書面の記載事項について、調査	業府令第84条第1項第3号の「信託の設定時に	契約締結前交付書面の各記載事項は、顧客の
	しても分からない場合の取扱い	おける第三者による信託財産の評価の有無その	投資判断に重大な影響を及ぼすものと考えられ
		他信託財産の評価に関する事項」や同項第9号	ますので、基本的には、可能な限り当該事項の

		ロの「信託受益権について損失を生じるおそれ	把握に努めて記載すべきものと考えられます。
		のある債務」については、二種業者から売主又	もっとも、守秘義務等を理由に回答が得られ
		は受託者(信託銀行)に確認したとしても、守	ず、その事項についての存否・内容が分からな
		秘義務等を理由に回答が得られない場合があり	い場合については、少なくとも顧客に誤解を与
		ます。そのような場合には、該当する箇所を空	えないような記載をすることが必要であると考
		欄とするか、又は「不明」「該当なし」と記載す	えられます。
		れば足りるという理解でよろしいでしょうか。	具体的にどのような記載であれば誤解を与え
			ないような記載となるかについては、顧客保護
			の観点から、個別具体的な実態に即して実質的
			に判断されるべきものと考えられますが、ご指
			摘にあるような「該当する箇所を空欄とする」
			ことや「該当なし」と記載することは、当該事
			項の存否・内容が明らかではないにもかかわら
			ず、あたかも当該事項が存在しないかのような
			誤解を顧客に対し与えてしまうことになりかね
			ない点で、適切ではないと考えられます。
3	業府令第84条第1項第8号ロからへに定める「特	業府令第84条第1項第8号口からへまでの「特	「特別の定め」に関する解釈は貴見のとおり
	別の定め」	別の定め」とは、信託法の定めとは異なる特別	と考えられますが、当該信託法の定めに係る内
		合意(いわゆる特約)を意味し、信託法の定め	容が契約締結前交付書面の他の記載事項となっ
		と同じ内容が信託契約に規定されているにすぎ	ている場合には、かかる事項において記載をす
		ない場合には、特に契約締結前交付書面に記載	ることが必要になる点に留意が必要と考えられ
		する必要はないという理解でよろしいでしょう	ます。
		かっ。	
4	業府令第84条第1項第9号イに定める「信託法	業府令第84条第1項第9号イの「信託法第二十	業府令第84条第1項第9号イにおいては、「信

			T
	第二十一条第一項第三号に掲げる権利に係る債	一条第一項第三号に掲げる権利に係る債務」に	託法第二十一条第一項第三号に掲げる権利に係
	務」	ついては、信託契約書に「信託前に生じた委託	る債務」と規定するにとどまり、当該債務に何
		者に対する債権であって、当該債権に係る債務	が該当するのかについては、信託法の解釈を踏
		を信託財産責任負担債務とする旨」の定めがあ	まえ、個別具体的な実態に即して実質的に判断
		る場合に、その債務を記載すればよいという理	されるべきものと考えられます。
		解でよろしいでしょうか。	
		また、当初委託者が不動産を信託の受託者に信	
		託譲渡した場合、当該不動産の賃借人に対する	
		敷金返還債務も受託者が承継することとなりま	
		すが、当該債務について、受託者は、信託譲渡	
		に伴って法律上負担することとなるものであ	
		り、信託契約によって債務引受をするものでは	
		ない(信託法第21条第1項第3号に掲げる権利	
		に係る債務に該当しない)ため、信託契約に敷	
		金の承継に関する言及があるか否かにかかわら	
		ず、業府令第84条第1項第9号イとして記載す	
		る必要はないという理解でよろしいでしょう	
		か。	
5	業府令第84条第1項第9号口に記載する債務に	業府令第84条第1項第9号ロは「債務がある場	業府令第84条第1項第9号ロは「債務がある
	ついて	合」としていますので、契約締結前交付書面を	場合」としていますので、一般的には、契約締
		作成する時点では具体的に発生していない債務	結前交付書面を作成する時点では具体的に発生
		については、特に記載する必要はないという理	していない債務については、特に記載する必要
		解でよろしいでしょうか。例えば、建物に不具	はないという理解で差し支えないものと考えら
		合があり修繕を要するとしても、その修繕工事	れます。しかしながら、対応の必要性があるに

		T	
		を発注していなければ、工事代金債務としては	もかかわらず、契約締結前交付書面に記載して
		発生しておらず、「債務がある場合」には該当し	顧客に開示することを避けることなどを目的と
		ないと考えております。	して債務の発生を意図的に遅らせようとするな
			ど、当該規定を濫用することがないよう、最終
			的には、その実態を踏まえて、個別具体的な実
			態に即して実質的に判断されるべきものと考え
			られます。
			なお、金商業者が、建物に明らかに緊急の修
			繕を要する重大な不具合があることを知ってい
			る場合には、それを顧客に告知しないことが金
			商法第 38 条第 8 号・業府令第 117 条第 1 項第 2
			号等の規定に反することとなるおそれもありま
			すので、業府令第84条第1項第9号口の債務と
			して記載する必要があるかどうかとは別の問題
			としてご留意ください。
6	不動産信託受益権に対する質権設定と業府令第	受益権に質権が設定されている場合、当該質権	貴見のとおりと考えられます。
	84条第1項第9号ハに定める「信託債権、信託	は業府令第84条第1項第9号ハの「信託債権、	なお、個別具体的な実態に即して実質的に判
	財産に設定された担保権その他当該信託受益権	信託財産に設定された担保権その他当該信託受	断されるべきものであるものの、受益権に質権
	に優先する権利」	益権に優先する権利」には当たらないという理	が設定されていることにより、投資者の責任に
		解でよろしいでしょうか。	よらず、投資者に対して損失の危険等がある場
			合には、それを顧客に告知しないことが金商法
			第 38 条第 8 号・業府令第 117 条第 1 項第 2 号等
			の規定に反することとなるおそれや、受益権に
			質権が設定されていることにより、投資者の責
			NIE POLETIC CONTRACTOR

			任によらず、投資者に対して損失の危険等があ
			る場合には、「当該金融商品取引業者等その他の
			者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因と
			して損失が生ずることとなるおそれがある場
			合」(業府令 82 条 5 号) に該当する可能性があ
			りますので、業府令第84条第1項第9号ハの権
			利として記載する必要があるかどうかとは別の
			問題としてご留意ください。
7	業府令第84条第1項第9号ニの「信用補完」	一般的な不動産信託では、例えば、受託者によ	パブコメ 309 頁 219 番にあるとおり、信用補
		る納税や保険料の支払いに備えて一定の金銭が	完の内容については、一律の基準を示すことは
		信託勘定において留保(リザーブ)されており	困難であり、個別事例ごとに記載内容の適否が
		ますが、こうした措置が講じられているとして	判断されるべきと考えられます。
		も、業府令第84条第1項第9号ニの「信用補完」	
		には当たらないという理解でよろしいでしょう	
		カゝ。	
8	受益権の買主への移転直後(同日中)に、買主	実務上、受益権の買主への移転直後(同日中)	法令上、受益権の移転直後に合意解約される
	と受託者の間で信託契約を合意解約する場合の	に、買主と受託者の間で信託契約を合意解約し、	等ご指摘の事情をもって業府令第84条1項各号
	業府令第84条第1項各号の記載の可否	買主が信託不動産の現物償還を受けるという取	に掲げる事項を契約締結前交付書面に記載しな
		引がしばしば行われますが、例えばそのことが	いことができるという規定がない以上、かかる
		売買契約上明記されているなど受益権の買主へ	解釈をすることは適切ではないと考えられま
		の移転以降に信託が継続されないことが明らか	す。
		である場合には、信託契約の内容等を契約締結	
		前交付書面に記載する必要性に乏しいことか	
		ら、業府令第84条第1項各号に掲げる事項の記	

	載を要しないと解釈することは可能でしょう	
	か。	

(契約締結時交付書面の記載事項)

No	質問事項	補足説明	回答欄
1	不動産信託受益権の私募の取扱いをする場合に	二種業者が発行者(売主)のみの委託を受けて	契約締結時交付書面の「自己又は委託の別」
	おける不動産信託受益権の売買に係る契約締結	受益権の私募の取扱いをする場合、二種業者は	を記載するにあたっては、(書面交付義務を負
	時交付書面業府令第 100 条第 1 項第 1 号「自己	その取得者(買主)に、受益権の売買契約につ	う) 金融商品取引業者等が、①自己の取引とし
	又は委託の別」	いて契約締結時交付書面を交付する必要がある	て行うのか、②顧客等から委託を受けて取引を
		と考えられますが、その場合でも、受益権の売	行うのか、により判別すべきであり、ご質問の
		買契約自体は、売主と買主の間で直接締結され	ケースでは、基本的には「委託」と記載するこ
		ることから、業府令第100条第1項第1号の「自	とになります(パブコメ回答 354 頁 No107)。
		己又は委託の別」については、「自己取引」と記	
		載すればよいという理解でよろしいでしょう	
		カゝ。	
2	不動産信託受益権の私募の取扱い・媒介に係る	二種業者が、私募の取扱いや媒介の委託者に対	貴見のとおりと考えられます。
	契約締結時交付書面契約締結時交付書面業府令	して契約締結時交付書面を交付する場合、業府	
	第100条第1項第1号「自己又は委託の別」	令第100条第1項第1号の「自己又は委託の別」	
		については、常に「自己取引」と記載すればよ	
		いという理解でよろしいでしょうか。	
3	業府令第 100 条第 1 項第 6 号の「顧客が支払う	受益権の売買契約について契約締結時交付書面	業府令第 100 条第 1 項第 6 号では「顧客が支
	こととなる金銭の額及び計算方法」	を交付する場合、業府令第 100 条第 1 項第 6 号	払うこととなる金銭の額及び計算方法」と規定
		の「顧客が支払うこととなる金銭の額及び計算	していることからすれば、契約締結時交付書面
		方法」としては、売買代金(消費税相当額を含	の交付の時点において、顧客により支払うこと

計画税、敷金等の精算金(これは、顧客が支払 う場合と、顧客に支払う場合の両方があり得ま す。通常は、売買代金と差引計算しますが、売 | もっとも、記載すべき内容については、契約締 買代金の支払時とは別に支払う場合もありま │ 結時交付書面の交付の時点において確定してい す。)については必ずしも記載を要しないという | る範囲の記載(例えば、固定資産税等の精算金 理解でよろしいでしょうか。

また、受益権の売買契約における「顧客が支払」が金銭を支払うことになること等)で足りると うこととなる金銭」としては、売買の当事者間 | 考えられます。 で支払われるものを記載すれば足り、例えば、 第三者に支払う手数料(司法書士への報酬など) しょうか。

みます。)を記載すれば足り、固定資産税や都市 が予定されている金銭であれば、固定資産税や 都市計画税、敷金等の精算金であったとしても、 当該書面に記載すべきものと考えられます。

について、金額は確定していないものの、顧客

なお、上記の「顧客により支払うことが予定 されている金銭」には、受益権の売買契約に関 を記載する必要はないという理解でよろしいでして顧客が支払うものである限り、当該支払い の相手が売買の当事者である場合に限らず、第 三者であっても、当該金銭に含まれるものと考 えられます。